

平成27年度「市町村に対する県の関与の見直しに関する調査」における改善要望及び県回答

地方分権を推進する観点から、県の市町村に対する関与や市町村の事務負担等について毎年度定期的に調査し、改善を行うものです。

- 調査時期 平成27年11月～12月
- 調査対象 全市町村
- 改善要望提出数 9件(うち要回答9件)

【総務部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
1	<p>事務処理特例条例の一部改正に係る市町村協議の簡素化</p> <p><問題点> 移譲事務の有無に関わらず、全市町村に回答を求めているが、回答するのは移譲事務の追加・変更等に関わる市町村だけで良いのではないか。</p> <p><要望等> 移譲事務の有無に関わらず、全市町村から回答を求めめるのではなく、移譲事務の追加・変更等に関わる市町村から回答を求めようにしていただきたい。 移譲事務の追加・変更等に関わらない市町村や、移譲事務の根拠法令の条項ずれ、字句改正のみに関わる市町村には、報告だけで良いのではないか。</p>	<p>総務部県民センター総室 連絡先:029-301-2478</p> <p>事務処理特例条例を改正する際の市町村との協議につきまして、地方自治法第252条の17の2第2項において「前項の条例(事務処理特例条例)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。」と定められております。</p> <p>このため、本県では、条例改正にあたっては、新規移譲事務の有無に関わらず、条項ずれや字句などの改正であっても、当該事務の権限を移譲するすべての市町村に協議してきたところで、</p> <p>しかしながら、この条項ずれ等の改正には、市町村が処理する事務内容に影響がなく、形式的な改正に過ぎないものも含まれておりますことから、今回のご要望を踏まえ、このような条項ずれ等の改正など形式的な改正のみの場合は、協議に代えて通知等を行うなど、市町村協議の簡素化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>ただし、条項ずれや字句の改正などであっても、市町村の事務内容に影響を及ぼす場合には、従来どおり協議いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、協議の際には、市町村ごとの該当箇所を分かりやすくするなど、改善にも努めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>

【生活環境部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
2	<p>不法投棄に関する情報提供の改善</p> <p><問題点> 平成27年度県北県民センター管内産業廃棄物不法投棄防止対策連絡協議会において、各市町村ごとの懸案案件の件数の報告があったが、場所、行為者、これまでの対応経過等の詳細な内容について情報提供をいただけていない。 このため、市として把握・確認ができず、市民からの苦情等に対応できない。</p> <p><要望等> 現在の懸案案件について詳細情報を提供いただくとともに、今後も県で把握している懸案案件については適時に情報提供していただきたい。</p>	<p>生活環境部廃棄物対策課 連絡先:029-301-3033</p> <p>不法投棄等への指導情報につきましては、不開示情報として取り扱っておりますが、不法投棄等への対応につきましては、市町村と県の連携も重要と考えており、これまでも、特に悪質な事案については、個別の会議を開催し、情報共有を図ってきたところで、</p> <p>一方で、指導情報等を公開することで、指導に支障が生じることも想定されますことから、ご要望を踏まえ、指導に支障のない範囲で、把握している事案について、必要な情報共有を図ってまいります。</p>

【保健福祉部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
3	<p>人口肛門ストマ装具支給事業の見直し</p> <p><問題点> 近年、医療の発展により一時的ストマの増設者が増加していることに伴い、当該制度の対象者が増加傾向にある。そのため、市町村の事務負担も増加しており、その一つの要因として申請事務が繁雑であることがあげられる。 この件に関しては、平成25年度及び平成26年度の本調査においても問題提起及び要望があったとおり、自己負担額の算定方法において所得税額を用いていること、細かく23階層に分かれていることなどから、対象者への説明や申請に伴い添付書類が必要となることでワンストップでのサービスが提供できず、対象者、市町村の負担となっている。</p> <p><要望等> 算定方法を所得税から市町村民税による判断に見直すとともに、対象者の経済的負担軽減を目的としていることを鑑み、障害者総合支援法に準ずる負担割合となるよう事務改善を要望する。 また、添付書類が省略できるなど、対象者、行政の負担軽減が期待できることから、番号制度の導入をお願いしたい。</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3363</p> <p>市町村が行う日常生活用具支給事業は障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業であり、障害者手帳を所持する障害者を対象とするものです。一方、県の制度は一時的なストマのために身体障害者手帳の交付を受けられない方(＝日常生活用具給付事業を利用できない)の経済的負担を軽減することを目的とする県独自の事業であり、日常生活用具支給事業とは対象者が異なっております。</p> <p>しかしながら、両事業は同じ物品の補助を行う事業であり、利用者に分かりやすい制度であることが好ましいと考えます。</p> <p>今後、自己負担額の算定方法も含めた県事業の実施方法について見直しを行い、利用者に分かりやすい制度への改善を検討してまいります。</p> <p>なお、県事業への番号制度の導入については、制度自体が開始されたばかりということもありますので、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

通番	問題点・要望等	担当課回答
4	<p>身体障害者手帳の交付事務における交付時期の取扱いの統一</p> <p><問題点> 身体障害者手帳の交付事務においては、茨城県及び各権限移譲市がそれぞれ独自に障害程度の審査と手帳交付を行っているが、障害程度の審査に用いる基準が政省令により統一化されている一方、手帳交付日の設定時期については、統一的な基準がなく、各交付主体が独自の判断により決定している。 他方で、手帳交付日は、手帳所持を資格要件とする福祉制度における権利得喪の基準日として用いられる。例えば、特別児童扶養手当等各手当制度においては、手帳再交付に伴う程度軽減が生じた場合、当該再交付日が資格喪失の基準日と扱われており、また、本県が実施する医療福祉費支給制度においても、手帳交付日の属する月から支給を受けられることとされている。 それゆえ、同時期に手帳の交付申請を行った者同士であっても、その居住する自治体により受益できるサービスの量に差が生じており、住民間における公平性を著しく損なっている。</p> <p><要望等> 本県内における福祉行政の水平的公平性を確保するため、県内全ての手帳交付主体において交付時期の取り扱いを統一すべきと思われる。 手帳の交付事務が法により本来都道府県知事の権限に属する事務とされていることに鑑み、茨城県が主導的に各権限移譲市に働きかけ、協議の場を設けるよう要望する。 (本要望は、平成26年度にも提出したが、十分な改善が図られていないと考え再提出するもの)</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3368</p> <p>身体障害者手帳の交付事務に係る事務処理期間につきましては、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課長通知)によれば、「手帳の申請から交付までに要する標準的な事務処理期間としては、概ね60日以内を想定しており、特に迅速な処理を求められるHIVの認定に関しては、1～2週間程度(「身体障害認定事務の運用について」(平成8年7月17日付け障企第20号)を想定しているところである。」とされています。</p> <p>県では、市町村(権限移譲市を除く)から申請書の進達があった後、月3回(受付順に10日毎)審査・処理を行っており、手帳が交付されるまでの標準処理期間は、市町村受付後、概ね、新規交付・再交付(程度変更・障害追加)の場合は約1か月、再交付(紛失・毀損)の場合は約1～2週間となっておりますが、審議会案件となった場合は開催月(奇数月)の月末となります。また、診断書の記載内容不備等により追記・訂正等を依頼する場合もあり、個々の事案の状況により交付時期が異なっているのが現状です。</p> <p>権限移譲市においても、受付から手帳交付までの標準処理期間が設定されていると思いますが、県及び各権限移譲市により受付件数や個々の事案の状況等が異なることから、一律に交付時期の取扱いを統一することは難しいと考えます。 したがって、協議の場等は設けないことといたしますが、権限移譲市におかれては、権限移譲前の処理期間(県の処理期間)を越えないよう処理していただきたいと考えております。</p>
5	<p>人工肛門ストマ用装具の支給に係る県事業と市町村事業のすり合せ</p> <p><問題点> ストマ用装具の給付については、障害者手帳所持者対象の市町村が行う日常生活用具給付事業と、一時的なストマ用装具装着者対象の茨城県が行う人工肛門ストマ用装具支給事業の二つの制度がある。 県のストマ用装具事業も県の要項により、「市町村を経由して行う」とされていることから、市町村は対象者に対して二つの制度の説明を行っているが、それぞれ申請方法、添付書類の提出方法、自己負担額の算定方法(県は所得税で判断、市町村は市町村民税で判断)、自己負担額の割合が異なっている。また、県の制度は、障害者手帳申請中の者も対象者としているため、手帳が発行されるまでのつなぎの補助として申請する者もいる。 そのため、市町村窓口での説明が大変困難で、申請者からは同じ物品の補助を受けるための制度なのに内容が複雑でわからない、面倒だから申請自体を行わないなどと、この制度に対する苦情が頻繁にある。</p> <p><要望等> 同じ物品を給付する事業のため、県制度と市町村制度の申請方法等を合わせ、対象者にわかりやすい制度に変更するとともに、県制度と市町村制度の対象者の振分けを明確にし、県民に対し公平、公正な制度となるよう事務改善を要望する。 (本要望は、平成26年度にも提出したが、十分な改善が図られていないと考え再提出するもの)</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3363</p> <p>市町村が行う日常生活用具支給事業は障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業であり、障害者手帳を所持する障害者を対象とするものです。一方、県の制度は一時的なストマのために身体障害者手帳の交付を受けられない方(＝日常生活用具給付事業を利用できない)の経済的負担を軽減することを目的とする県独自の事業であり、日常生活用具支給事業とは対象者が異なっております。</p> <p>しかしながら、両事業は同じ物品の補助を行う事業であり、利用者に分かりやすい制度であることが好ましいと考えます。</p> <p>今後、自己負担額の算定方法も含めた県事業の実施方法について見直しを行い、利用者に分かりやすい制度への改善を検討していきたいと考えております。</p>
6	<p>自立支援医療(精神通院)の支給認定事務に係る市町村への支援</p> <p><問題点> 障害者総合支援法に規定される自立支援医療(精神通院)の支給認定事務については、都道府県が実施主体とされているところ、同法施行令及び施行規則の規定により市町村が申請及び受給者証交付の經由機関として事務を担っている。 茨城県における本制度の受給者数は増加傾向にあり、また当市においても受給者数の増加に伴い多大に事務負担が増加している現状であるが、当該事務を実施するにあたり市町村が負担している事務費や人的コストに対し、実施主体である茨城県による措置は一切図られていない状況である。</p> <p><要望等> 市町村の事務負担増加を防ぐため、効率的な事務実施が可能となるよう、県内市町村との協議の場を設けるよう要望します。また、市町村の事務負担に対しては、補助金交付による財政上の措置等、制度の実施主体としての適切な対処を求めます。 (本要望は、平成26年度にも提出したが、十分な改善が図られていないと考え再提出するもの)</p>	<p>保健福祉部障害福祉課 連絡先:029-301-3368</p> <p>障害者総合支援法に規定される自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定事務につきましては、同法施行規則により、支給認定の申請を居住地の市町村を経由して行うものとされています。 本制度の受給者数は年々増加傾向にあり、各市町村におかれましては、事務負担が増加しているものと推察いたします。</p> <p>本制度は実施主体が県となっているものの、「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙4「自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱」において、「市町村が申請書等を確認の上、所得区分等を記入して都道府県に進達する」旨が規定されていることから、本県同様、他県においても、市町村での事務手続きについてご協力を賜っている状況です。</p> <p>なお、ナンバー制度の施行により平成29年7月から情報連携が開始予定となっており、番号法上、市町村が年金情報等の他機関が保有する情報を取得するためには、県から市町村へ所得区分の確認に関する事務の権限移譲をする必要があるため、本県においては権限移譲に向けて準備を進めるとともに、併せて市町村への事務処理特例交付金の交付についても、他県等の状況を見ながら検討を始めたところ です。</p> <p>本制度は市町村の協力なくしては成し得ない制度でありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。 なお、効率的な事務実施が可能となるよう研修会の開催などにつきましても、検討してまいります。</p>

【土木部関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
7	<p>道路法第32条に基づく道路占用許可申請に係る申請者の取扱いの見直し</p> <p><問題点> 道路法第32条に基づく県道における道路工事の際の道路占用許可申請において、市発注の工事でない道路工事(個人宅への水道管引き込み工事等)においても、市から県(筑西土木事務所)への申請という形を求められている。</p> <p><要望等> 個人からの申請を受け付けてもらいたい。 また、市からの申請でないと受け付けられないということであれば、その根拠についてお教え願いたい。</p>	<p>土木部道路維持課 連絡先:029-301-4467</p> <p>水道、下水道、ガス事業等の公益事業のための占用については、その特性(大量性、公益性)から、道路法第36条において、事業の道路占用についての特例規定を設けており、許可基準に適合する限り、許可を行わなければならないとされています。</p> <p>この場合の道路占用の許可については、県が定める基準により、水道、下水道、ガス等に関する法律に基づいて許可を受けた事業者のみに認めることとしており、水道事業により供給する各戸接続管についても水道事業者である市町村が占用許可を受けることを原則としています。 なお、この取扱いについては、国及び他県においても同様です。</p> <p>つきましては、これまでどおりの取扱いとさせていただくことにご理解をお願いいたします。</p>
8	<p>建築確認申請に係る市町村経由の廃止</p> <p><問題点> 建築確認申請は、民間の検査機関ができたことから、県に申請する件数はほとんどなくなっており、少ない件数で県民センターまで持っていくのは負担になる。 また、申請地の調査状況等は現地調査表を添付することで確認できることから市町村を経由して確認する必要もないと思われる。</p> <p><要望等> 建築確認申請を県に出す場合、市町村を経由せずに直接、県(県民センター)に申請をする。</p>	<p>土木部建築指導課 連絡先:029-301-4727</p> <p>県が行う建築確認等については、県と市町村の委託契約に基づき、申請者の利便性を考慮し、市町村における書類の受理及び県への送付等をお願いしているところです。併せて、適正な確認審査を行うため、都市計画法上の用途地域や道路情報等に関して、市町村で把握している情報をもとに、記載内容の確認等をお願いしているところです。</p> <p>なお、現地調査表については、申請者等が必要な調査を行ったことを確認するため添付をお願いしているものであり、その内容の適否を確認する必要があります。(民間確認検査機関から現地調査表等の内容について照会があった際においても、各市町村に確認等をお願いしております。)</p> <p>ご要望については、申請者の利便性の確保及び適正な確認審査の実施の観点から、市町村経由については継続させていただきたいと存じますが、経由方法などの事務取扱いについては、各市町村や県民センターの意見などを参考に事務の効率化に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>

【教育庁関係】

通番	問題点・要望等	担当課回答
9	<p>茨城県教育情報ネットワークの改善</p> <p><問題点> 県教育庁からの文書量が多い上、システムとしての問題点があるため、スムーズに事務処理を行うことが難しい状況にある。</p> <p>例:本年の改修(Gメール使用)に伴い、庁内セキュリティーの関係上、メールを開けるPCが限られてしまった。</p> <p><要望等> 市町村へのアンケート等を実施していただき、システムの改善をお願いしたい。</p>	<p>教育庁高校教育課 連絡先:029-301-5260</p> <p>県教育委員会等からの公文書通知については、通知不達等のトラブルを避けるため、茨城県教育情報ネットワークのポータルサイトにログインし、「文書通知」から該当する公文書を確認する仕組みとしています。さらに、平成27年9月より運用を開始した新システムでは、情報セキュリティを確保するために、公文書を「文書通知」に登録する機能と、公文書の発出情報のみを通知する機能に分離して運用しています。</p> <p>ご指摘にありますように、一部市町村教育委員会においてメール環境の制限による発出情報通知機能の不具合があったことから、県教育委員会等から市町村教育委員会宛に発出する公文書については、発出情報の通知先を、本ネットワークが付与したメールアドレスのみから、各市町村教育委員会が指定するメールアドレスにまで拡大する方法を選択できるようにすることで改善を図ることとしました。通知先拡大の希望については、追って意向確認をさせていただきます。</p> <p>なお、システム全体に関する市町村へのアンケート等については予定しておりませんが、個別にご意見をいただきながら効果的なシステムの運用に努めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。</p>